

生駒市規則第9号

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則

生駒市火災予防規則（平成2年5月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「条例第8条の3第1項及び第3項」の次に「、第11条の2第2項」を加える。

第6条中「第11条第3項」の次に「、第11条の2第2項」を加える。

第9条第1項中「同条第14号」を「同条第15号」に改める。

別表中「条例第11条第1項第5号及び第3項」を「条例第11条第1項第5号及び第3項」に、「変電設備」を「変電設備
急速充電設備」に改める。

様式第1号、様式第1号の3、様式第2号及び様式第4号中「㊦」を削る。

様式第5号中	「燃料電池発電設備 発電設備 変電設備 蓄電池設備」	設置届出書	を	「変電設備 急速充電設備 燃料電池発電設備 発電設備 蓄電池設備」	設
--------	-------------------------------------	-------	---	---	---

設届出書に改め、「㊦」を削る。

」

様式第6号中「㊦」を削る。

様式第7号中「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に改め、「㊦」を削り、「充てん」を「充填」に改め

る。

様式第 9 号から様式第 13 号の 2 まで、様式第 15 号から様式第 17 号の 3 ま
で及び様式第 19 号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。